

## 令和6年度 三河港移出入コンテナ助成金制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用してコンテナ貨物の移出入を行う荷主に対し、三河港におけるコンテナ貨物の移出入に要する経費の一部を助成することに関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「定期航路」とは、三河港における内貿定期コンテナ航路で港湾管理者が定期航路と認めた航路をいう。

2 この要綱において「荷主」とは、船荷証券等に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者をいう。

3 この要綱において「新規荷主」とは、次のいずれかに該当する荷主をいう。

- (1) 三河港において新たに移出入を行う荷主
- (2) 他港から三河港に切り替えて移出入を行う荷主
- (3) 三河港と移出入実績のない港と移出入を行う荷主

4 この要綱において「継続荷主」とは、令和6年のコンテナ移出入本数が、令和5年の年間（1月～12月）移出入本数を上回った荷主をいう。

### (助成の対象)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する荷主とする。

(1) 定期航路を利用して、コンテナ貨物を FCL (Full Container Load) で移出入を行うこと。

(2) 新規荷主又は継続荷主であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等をその役員に含む法人でないこと。

2 助成の対象となる貨物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規荷主が令和6年10月1日から令和7年2月28日までの間に移出入を行うコンテナ貨物
- (2) 継続荷主が令和6年1月1日から12月31日までの間に移出入を行うコンテナ貨物

(助成期間等)

第4条 荷主が新規荷主として助成を受けることができる期間は、当該荷主が前条第1項第1号及び第3号に該当する場合に限り、交付開始年度を含めた通算3年度間とする。

(助成金の額等)

第5条 助成対象、助成金額及び上限数は、別表のとおりとする。

- 2 助成金の交付は予算額の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合、超過部分については交付しないものとする。
- 3 前項に規定する場合において、受理日が同一の三河港移出入コンテナ助成金交付申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に係る交付決定が複数あり、交付決定額の合計が予算額を超える場合の助成金額については、予算残額を按分して交付決定を受けた荷主にそれぞれ交付するものとする。

(交付申請)

第6条 新規荷主として助成を受けようとする者は、申請書に別に定める書類を添え、次の各号に掲げる期間に三河港振興会会長(以下、「会長」という。)に提出するものとする。

- (1) 第1期 令和6年10月1日から11月29日まで
  - (2) 第2期 令和6年12月2日から令和7年1月31日まで
  - (3) 第3期 令和7年2月3日から3月14日まで
- 2 前項の助成を受けようとする者が荷送人又は荷受人である場合、前項の各期間に、1回のみ申請書を提出することができる。ただし、複数の海貨事業者を通じて移出入を行う場合はこの限りではない。
  - 3 継続荷主として助成を受けようとする者は、申請書及び三河港移出入コンテナ助成金実績報告書(様式第2号)に別に定める書類を添え、令和7年1月31日までに会長に提出するものとする。
  - 4 助成を受けようとする者が新規荷主及び継続荷主の両方の要件を満たす場合は、そのいずれか一つを選択し、申請するものとする。
  - 5 会長は、第1項又は第3項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査するものとする。
  - 6 会長は、前項の審査の結果、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。不交付のときは、不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条第6項に基づく交付決定の通知を受けた者は、速やかに三河港移出入コンテナ助成金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に対し助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第9条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。

3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象	助成金額（1本当たり）※3	上限数
新規荷主※1	10,000円	150本/年度
継続荷主※2	10,000円	150本/年度

※1 他港から切り替えて移出入を行う荷主及び移出入実績のない港と移出入を行う荷主については、該当する新規貨物分のみを対象とする。

※2 令和6年のコンテナ移出入本数が令和5年の年間（1月～12月）移出入本数を上回った荷主について、上回った本数のみを対象とする。

※3 20ft、40ftとも1本として取り扱う。